

つくば市議会委員会条例の一部改正の概要

1 改正理由

「こども部」と「保健部」が統合され、「こども・保健部」が新設されることから、福祉保健委員会の所管の部署名を変更するため。

2 改正内容

第2条第1項第2号中「、保健部及びこども部」を「及びこども・保健部」に改める。

3 施行日

令和8年4月1日からとする。